



潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 はじめに

潟上市議会議員政治倫理審査会は、議長から平成29年1月5日付で潟上市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第3項の規定により審査要求があったので、政治倫理条例第9条に基づき、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否及び同条第2項に基づき必要と認める措置について正確かつ慎重な審査をすることとした。

2 審査請求内容

審査請求日 平成28年12月22日

請求議員 澤井昭二郎議員 藤原幸雄議員 藤原典男議員

疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 千田 正英

疑義の内容

千田正英議員の親族企業が市発注の事業を受注したのは市議会議員政治倫理条例に下記のとおり抵触する疑いがあるのではないかと疑う。

イ) 政治倫理条例第13条（市との請負契約等に対する遵守事項等） 議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異ならない下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除くとあります。

ロ) 関係私企業である(有)チダ薬局代表取締役千田健一は、千田正英議員の長男である。

ハ) 平成25年10月1日から平成28年8月19日報告分までに8,959,569円の請負契約等（実績金額）がある。

3 政治倫理審査会

委員の定数 5名

出席委員数 5名

委員長 堀井克見議員

副委員長 大谷貞廣議員

委員 鏡 仁志議員

委員 中川光博議員

委員 伊藤正吉議員

※一身上の都合により、平成29年1月31日付で議員辞職



政治倫理審査会開催状況

区 分	開催年月日	案 件
第1回審査会	平成29年 1月11日	審査対象議員の審査
第2回審査会	平成29年 1月20日	・入札制度等についての説明 (財政課入札担当職員) ・提出された資料の審査
第3回審査会	平成29年 1月27日	・当該議員及び関係人への意見聴取
第4回審査会	平成29年 2月 7日	・関係人への意見聴取 ・審査結果報告書の内容確認
第5回審査会	平成29年 2月13日	・審査結果報告書の内容確認

4 審査請求の可否

審査請求者は、政治倫理条例第8条第2項の審査請求権（議員は、議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。）の規定を満たしているものである。

千田正英議員は、平成26年2月24日付で、関係私企業等届出書において千田健一を長男として届けている。

添付された請負契約等に関する資料については、政治倫理条例第13条第8項の規定による、市長は届出書の関係私企業と請負契約等を締結した場合はその請負契約等の内容を議長に報告することとなっている。

したがって政治倫理審査会は、審査請求の適否については適であると判断した。

5 審査について

政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）は、政治倫理条例第1条の中で謳っている「議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」理念に従い、第9条（審査会の職務及び権限）に沿って、審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査することを旨に審査を進めた。

6 審査の経過

千田正英議員へ資料提出依頼 1回
 財政課入札担当職員から入札制度等の説明 1回
 千田正英議員へ審査会への出席要請 1回
 関係人 千田健一への出席要請 2回

詳細については以下のとおりです。

- ◆ 政治倫理条例第10条（議員の協力義務）の規定により、審査会は、被審査請求議員 千田正英議員へ審査のための資料の提出を依頼した。

第1回目の依頼 平成29年1月12日

- 戸籍抄本（千田議員と健一さんとの関係がわかるもの）
- (有)チダ薬局の登記簿謄本と定款
- 決算書（平成25年から平成27年度までの3カ年分）
- 政治倫理条例第13条第1項に対してどのような回避努力を行ったか。

回答（抜粋） 平成29年1月17日

1) 戸籍抄本

千田健一との関係が分かる戸籍抄本を提出します。

2) 登記簿謄本と定款

登記簿謄本（現在事項全部証明書）写しは提出します。

3) 決算書（平成25年から平成27年度分）

決算書は本条例第13条に抵触するか否かの審査に必要な書類ではなく、また会社の内部情報が記載された書面でもあるので、提出できません。

4) 回避努力

本条例が施行された頃、(有)チダ薬局の社長である千田健一に対し、本条例の制定及びその内容等について説明し、潟上市と物品納入契約を締結しないよう要請した。

また、本条例に関連する話が出た場合は、同様の要請を行っている。

- ◆ 審査会は、審査について客観的事実を正確かつ慎重に審査するために入札関係の確認事項を必要とするため、財政課入札担当職員から説明を依頼することとした。

財政課担当職員から入札制度等の説明 平成29年1月20日

- 契約については契約規則に基づいて行っている。
- 財産の買入れについての競争入札は80万円以上で、指名は5社以上である。
- 80万円未満の随意契約、30万円未満の請書は2社以上から見積合わせをしている。
- 請負契約等一覧表について、平成25年10月1日以前は政治倫理条例が施行される前のため答えられないが、政治倫理条例が施行された以降は(有)チダ薬局が一貫して納入している。
- 指名業者の公表はしていない。

- ◆ 審査会は、審査内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査するために、当該議員 千田正英に対し、政治倫理条例第10条の規定（当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。）により、提出されている資料についての説明を求めるため、審査会への出席要請を行うこととした。

千田正英議員への出席要請

出席要請日 平成29年1月20日

審査会開催日 平成29年1月27日

千田正英議員からの説明 平成29年1月27日

○今まで市との契約について再三注意してきた。

○政治倫理条例を遵守し市民から疑惑を招かないためにも市から受注しないことを伝えている。

○今後厳重に注意し受注しないことを約束する。

- ◆ 政治倫理条例第9条第3項（審査会の権限）の規定により、審査会は、政治倫理条例第13条第1項に対し、千田正英議員から提出された回避努力について、関係人から事実の確認をするため、千田健一に対し審査会への出席要請を行った。

関係人への出席要請

出席要請日 平成29年1月20日

審査会開催日 平成29年1月27日

回 答（抜粋）

回答文書について特に意見はありませんので、1月27日の審査会は欠席いたします。

なお、回答文書の4つめの回避努力につきましては、その事実間違いはございませんので念のため申し添えます。

- ◆ 審査会は、このままでは審査請求内容について事実確認ができないので、千田正英議員から提出されている資料についての説明を求めるため、再び関係人 千田健一に対し審査会への出席要請を行うこととした。なお、出席できない場合は、現在まで市からの受注についての背景、今後の対応等に対する明確な意見を文書で求めることとした。

関係人 千田健一への出席要請

出席要請日 平成29年1月27日

審査会開催日 平成29年2月 7日

回 答（抜粋） 平成29年2月1日

意見を求めるための出席要請を受けましたが、都合により2月7日の審査会は欠席いたします。

なお、現在まで市からの受注についての背景、今後の対応等についての考え方については以下のとおりであります。

○現在まで市からの受注についての背景について

→工業薬品を扱っている県内でも少ない会社として、潟上市内地域に少しでも貢献できたら、と考え経営をしてまいりました。

政治倫理条例が施行されてからは、市との契約を締結しないよう、要請は再三受けており、できるだけ辞退するよう会社内部で努めてきたつもりです。しかしながら、このような形で市との契約を継続し、結果政治倫理条例を遵守できなかったことに対しては申し訳なく思っております。

○今後の対応等について

→今後は潟上市議会議員政治倫理条例第13条を遵守し、市との契約締結について市民に疑惑の念を生じさせないよう、これを辞退します。

7 審査の概要

1) 請負契約等一覧について

平成25年10月1日から平成28年8月19日報告分までは審査請求書添付資料のとおり合計請負件数23件、8,959,569円の請負契約等（実績金額）がある。

2) 戸籍抄本について

千田正英議員と千田健一との関係については、戸籍抄本及び平成26年2月に提出した関係私企業等届出書により1親等であることを確認。

3) (有)チダ薬局の役員について

提出された現在事項全部証明書（写し）は平成29年1月16日発行のものである。役員に関する事項では、千田健一の代表取締役就任が平成19年12月30日になっている。

4) 定款(写し)について

提出されていないが、現在事項全部証明書（写し）に商号や所在地、目的、発行株式総数等が掲載されているのでこれをもって確認できる。

5) 資料提出の経緯から

審査会は、審査にあたり審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査するため、政治倫理条例第10条に基づき各種資料の提出を求めたが、(有)チダ薬局の決算書(平成25年から平成27年度分)の提出については審査に必要な書類でないと拒否された。そのため、地方自治法第92条の2に係る審査及び千田正英議員の(有)チダ薬局への関与(役員報酬等)について確認ができない。

8 政治倫理基準等違反の行為の存否について

(政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告のための審査)

1) 千田正英議員と千田健一との関係について

戸籍抄本及び平成26年2月に提出した関係私企業等届出書により1親等であることを確認した。

2) 請負契約等について

千田正英議員は長男の(有)チダ薬局代表取締役である千田健一に対し、政治倫理条例第13条に基づき請負契約等の締結をしないよう要請したとしているが、条例施行後約3年で請負契約等の締結は実績金額があるものを含めると、平成25年4月25日、5月1日、平成26年5月2日、5月23日、平成27年5月1日、5月19日、5月20日、8月27日、平成28年5月11日、5月20日の計10回にわたりほぼ連続して締結されており、請負実績金額も8,959,569円である。

さらに、審査会が、長男千田健一が議員である父の請負契約等を締結しない要請に対し、連続して契約締結したことの説明を求めるため審査会への出席を要請した。

3) 政治倫理条例施行後の(有)チダ薬局の役員について

審査の概要でも触れたが、政治倫理条例施行後の平成25年から平成27年度の(有)チダ薬局の役員報酬等について知り得るため決算書の資料提出を求めたが拒否された。このことは、地方自治法第92条の2についての疑義も生じることとなる。

政治倫理条例第13条において市との工事請負契約等の締結については、市民に疑惑の念を生じさせないため、地方自治法第92条の2の趣旨に従うとされている。地方自治法第92条の2は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者等又は主として同一の行為をする法人の取締役等になることができない旨を規定しているからである。

9 政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告について

1) 千田正英議員に係る事実の認定及び評価

- ①政治倫理条例第13条 市との請負契約等に対する遵守事項等への条例違反に対し反省をしている。
- ②市との契約について千田健一に対し再三注意してきた。
- ③政治倫理条例を遵守し市民から疑惑を招かないためにも市から受注しないことを伝えている。
- ④今後厳重に注意し受注しないことを約束した。

政治倫理条例第13条における1親等規制の目的は、議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保することである。

2) 措置の勧告の種別について

政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告の種別は、政治倫理条例施行規則第14条により、

- (1) 注意
- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

の4つである。

3) 措置の勧告

審査会は、以上の事実及び評価をもとに協議した結果、政治倫理条例施行後、3年有余に渡り条例を遵守してこなかったことについては事実であるが、千田正英議員及び千田健一はそのことについて反省をしていることと、今後は条例を遵守し契約締結を辞退することを明確に約束した。このことにより、措置の勧告として全会一致で「注意」が相当であると決定した。

10 おわりに

今回の審査結果を踏まえて、議員は政治倫理条例を遵守するとともに、当局においては条例の目的を最大限尊重し、行政執行に当たることを強く望みます。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 伊藤 榮悦 様

平成29年2月13日

潟上市議会議員政治倫理審査会
委員長 堀井 克見